

実務者検討委員会及びワーキンググループの議論の経過等について

令和 5 年 8 月●日
実務者検討委員会

1. はじめに

デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会は、デジタルアーカイブの構築・共有と活用の推進及び関係省庁等並びにアーカイブ機関等との連携を目的に、平成 29 年 9 月より開催された。

その活動は、利活用の促進や広報の観点から、様々な分野のコンテンツのメタデータをまとめて検索できる分野横断型統合ポータルサイト「ジャパンサーチ」の構築が大きな議論の柱であった。

一方で、ジャパンサーチの構築と密接に関係しているデジタルアーカイブに関する各種課題については、適宜検討を進めてきた。

その活動の主な成果として、令和 2 年 8 月までに、以下のような、デジタルアーカイブ活動の取組指針となる各種ガイドライン等の整備を行い、それらの普及を図ってきた。

- デジタルアーカイブアセスメントツール（平成 30 年 4 月、令和 2 年 8 月改定）
- デジタルアーカイブに関する諸外国における政策調査（平成 30 年 11 月）
- デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019 年版）（平成 31 年 4 月）
- 3か年総括報告書「我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて」（令和 2 年 8 月）
- デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン（2020 年版）（令和 2 年 8 月）

令和 2 年 8 月にジャパンサーチ正式版を公開し、一定の成果を得た後、引き続きデジタルアーカイブジャパン推進の課題及びジャパンサーチ発展の課題について議論をするために、更に 3 年間、その活動期間を延長することとした。

※実務者検討委員会のもとに、ジャパンサーチの課題を議論するジャパンサーチワーキンググループ及び総体的な課題を議論する全体戦略ワーキンググループを設置し、それぞれのテーマについて効率的に議論を行うこととした。

活動を延長した実務者検討委員会及びワーキンググループにおいては、令和 2 年 8 月までの 3 年間の活動を取りまとめた「3 か年総括報告書」を踏まえて、

- ・更なるデジタルコンテンツの拡充（地域アーカイブ構築支援／デジタル情報資源の取り扱い範囲）
- ・つなぎ役の役割と支援策
- ・制度的課題への対応
- ・ジャパンサーチのプラットフォーム化
- ・ジャパンサーチの連携先拡充

(最終案)

- ・広報強化（コミュニティの育成など）
- ・利活用促進（利活用事例の創出と情報共有）
- ・コレクションポリシー（ジャパンサーチ連携の優先順位と範囲設定）

について、議論を行った。

さらに、コロナ禍におけるコンテンツを取り巻く環境の変化により、今後、コンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造を活性化していく上で、アーカイブ化されたコンテンツの利活用促進基盤の充実が期待される簡素で一元的な権利処理方策とジャパンサーチの連携についても意見交換を行った。

これら課題は、必ずしも単独の課題という訳ではなく、それぞれが絡み合う関係もあるため、各課題について議論を進めたうえで、以下の成果物として公表を行った。

- ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025（令和3年9月）
- ジャパンサーチアクションプラン 2021-2025（令和4年4月）
- 『ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025』の実行に向けた各分野の工程表（令和4年7月）
- デジタルアーカイブジャパン・アワードの創設（令和4年8月）
- デジタルアーカイブアセスメントツール 2023年版（令和5年8月）
- 「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン（令和5年8月）

その検討の経緯（令和2年10月～令和5年8月）については、以下「議論の経過等について」として記録し、引き続き検討すべき課題については、次期の検討体制に引き継ぐものとする。

2. 議論の経過等について

<ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025（令和 3 年 9 月）について>

(課題認識)

- ジャパンサーチは、分野横断型統合ポータルサイトとして公開したが、今後はどうのように普及させていくべきか。構築の時点では提供側の視点を重視していたところ、普及させていくうえでは利用者側の視点も重要。
- 3 年総括報告書において、「デジタルアーカイブの利活用を促すためには、単にデータを集約するだけでなく、その使い方（シナリオ）や好事例を具体的に示すことや、利活用しやすいプラットフォームでデータを公開することが必要である」とされており、ポータルサイトからプラットフォームへの成長が方向性として示されている。そのためにも、ジャパンサーチの将来像を示す必要がある。
- ジャパンサーチは何をすべきか。その位置づけや役割について、海外の事例も参考にしつつ¹、5 年後を見据えた戦略を策定することが、デジタルアーカイブジャパンの推進に資するものと考えられる。

(議論を踏まえた視点)

- プラットフォームの役割は、供給側と利用側を一つの場の上で繋ぎ、相互作用を活性化させていくことであると考え、5 年後のデジタルアーカイブ社会はどうなっているべきか、その上でジャパンサーチはどうしていくべきかを検討する。
- まずは、戦略のキーワードを決めた上で、利活用支援、技術開発、資料のデジタルアーカイブ化、長期保存等 4 つから 5 つ程度の領域を設定して、ジャパンサーチがどのような貢献をしていくべきかを考えることが必要。
- 社会の中でのジャパンサーチの役割がどのように変わっていくかという視点も重要であり、単なる web サービスのみを指すのではなく、もっと広い範囲の活動を視野に含める。
- ジャパンサーチ経由でデータを利活用してもらうために、どのようなデータを供給していくべきか、利用者視点で進める必要があり、例えば、データ駆動型の文化資源の継承につなげ、ジャパンサーチが地域文化を支える役割を担うなど、データ供給源としてのジャパンサーチの在り方を考える。
- ジャパンサーチから多様なコンテンツを作成してファシリテイトできる人材を育てていく等、データを利用できる人材の育成等も重要。
- 供給するデータとの連携範囲が、恣意的と思われないようにすることも必要。
- 地域がシュリンクしていく中、コミュニティの継続性・持続性が求められており、「サステナビリティ」の要素を入れ込む必要。
- 以上の視点から、戦略方針に盛り込む要素としては、
 - ①デジタルアーカイブ社会におけるプラットフォームとしてのジャパンサーチの役割であるミッション
 - ②サービス内容を明示し、何ができるのかを明確化することによる活動ポリシー
 - ③ジャパンサーチの対象を明確化することによるコレクションポリシーとした。

1 EU の文化遺産のためのデジタルプラットフォームである Europeana は、「Europeana Strategy 2020-2025」として、そのミッションとアーカイブ機関の DX に向けた 3 つの重点課題を示している。

(最終案)

- ミッションについては、デジタルアーカイブの作り手が使い手でもあることから、デジタルアーカイブの構築と共有と活用が循環し未来へと繋がり続け、ジャパンサーチはその推進を回していく水車の軸のような位置づけであるというメッセージにすることとした。
- 活動ポリシーについては、人とのつながり（コミュニティ）をどう育成するか、アーカイブ機関の DX をどう支援するかは等、重要な論点はいくつかあるところ、それぞれが誰に向けての活動ポリシーなのかを明確にする必要があることから、つなぎ役の役割明確化の議論と同様に、利活用者層ごとの活用シナリオを目的ごとに分かりやすく示すこととした。

※つなぎ役の役割明確化については、第 2 回全体戦略ワーキンググループ（令和 3 年 3 月 29 日）において、つなぎ役にはジャパンサーチとの連携を担う役割（つなぎ役）と、分野・地域のデジタルアーカイブの構築・共有・活用の推進を担う役割（拡げ役）があり、その支援策等についても分けて考える方向とした。

- コレクションポリシーについては、優先順位と範囲設定の視点が必要であり、営利・非営利をどう考えるかという論点と、地域のデジタルアーカイブをどう考えていくかという論点がある。一方で、当面のものか長期的なものかによっても考え方方が変わることから、現状の連携において非営利の文化情報資源を第一義としている視点を盛り込むこととした。

※なお、コレクションポリシーは、第 4 回ジャパンサーチワーキンググループ（令和 4 年 3 月 8 日）において議論が行われ、優先順位については、コンテンツの中身や将来の発展性を含めて考えることとし、範囲設定については、特に商用コンテンツの扱いについて、「取り込むべき」「民間の商用データベースの扱いをどうするか」という視点で整理すべき」「ひとつひとつの判断でよいのではないか」等様々な意見があり、引き続き検討を進めることとした。

※連携実務については、新規連携希望機関についてのデジタルアーカイブアセスメントツールによる評価を国立国会図書館で行い、実務者検討委員会に諮る運用とした。

- これらを踏まえ、戦略方針の構成は、分かりやすいキヤッチフレーズを付記し、「ミッション」「3 つの価値：デジタルアーカイブの大切な役割」「4 つのアクション：ジャパンサーチを使った活動の柱」とした。

<ジャパンサーチアクションプラン 2021-2025（令和 4 年 4 月）について>

（課題認識）

- 令和 3 年 9 月に策定した「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」によって、ジャパンサーチの今後 5 年間の活動の方向性を示したが、当該戦略方針に掲げた目標の実現に向けて、誰が何をすべきかを具体的に示す必要がある。
- その主体は、ジャパンサーチ運営者のみならず、ジャパンサーチにデータを提供している連携機関（つなぎ役・アーカイブ機関）、更にはジャパンサーチを活用しているユーザー、及びコミュニティ（活用者）、また、活用者を支え活用を推進する拡げ役も含むべき。

(最終案)

- 併せて、これら活動を広く発信していくことも必要。

(議論を踏まえた視点)

- 戰略方針に掲げているジャパンサーチを使った活動の柱としての4つのアクション（支える・伝える・拡げる・挑む）について、主体となるプレイヤーと、具体的な取組目標を明確にする。
- 「アーカイブ機関」「利活用者」「ジャパンサーチ運営者」それぞれの主体毎に、アクションを明確にし、各自がどのくらいアクション出来ているかがわかることが必要。
- アクションプランを遂行することによって想定される連携機関が望む状態からバックキャストして、その過程でジャパンサーチが機能していくというストーリーをアクションプランの中に描く。
- アーカイブ機関に対しては、アーカイブ循環の観点から、構築、連携、利活用促進を進めつつ、アーカイブ機関同士が繋がるアクションの規定が必要。
- ジャパンサーチ運営者に対しては、連携機関同士のコミュニケーションモデルを構築したり、連携機関の相談窓口やガイドライン等の提供などサポート体制について、アクションの規定が必要。
- 活用者に対しては、教育利用以外にも、例えば「学びながら遊ぶ、遊びながら学ぶ」等についてのアクションの規定が必要。

〔※活用者については、第14回実務者検討委員会（令和4年7月4日）において、一般ユーザーと拡げ役としての活用者を分けて考える方がよいとの意見があった。〕

- あわせて、ジャパンサーチには、ライセンスフリーで活用できる素材がたくさんあるということを、利活用側にアプローチすることは有効。

＜『ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025』の実行に向けた各分野の工程表」

(令和4年7月)について>

(課題認識)

- 第4回デジタルアーカイブジャパン推進委員会（令和2年8月19日）において示されたデジタルアーカイブジャパン推進の工程表は、ジャパンサーチの構築とその連携を中心として、概ね2021年度までの取組のため、ジャパンサーチの公開後、どのようにデジタルアーカイブジャパンを推進していくべきか、2022年度以降の次のゴールに向けた検討とその工程表の策定が必要。
- 広い視点で見ると、日本のデジタル政策について、司令塔としてのデジタル庁が創設されたこともあり、これまで以上に、関連政策間のハーモナイズが問われるようになる。文化資産の保存・継承という従来からのオーソドックスな意義・目標に加え、データ戦略や科学技術イノベーション戦略などの、他の政策領域とも絡み合うものとなる。
- デジタルアーカイブには、文化資産の保存・継承といった固有の意義や、コンテンツの二次利用・二次創作に資するといった特色がある中で、改めてデジタルアーカイブ政策の立ち位置を考える必要。

(議論を踏まえた視点)

- ジャパンサーチ公開後のデジタルアーカイブジャパン推進の方向性は、ジャパンサーチをプラットフォームと

(最終案)

して成長させること、及びそのジャパンサーチを核として各分野・各地域のアーカイブ機関との連携の輪をさらに広げながら、各機関におけるデジタルアーカイブの拡充と利活用促進を図っていくことが、今後の基軸になっていく。

- そのための戦略である「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」に掲げられている目標の実現、及びそれをブレイクダウンした「ジャパンサーチアクションプラン 2021-2025」の取組の推進に向けて、実務者検討委員会の構成員である各分野のアーカイブ機関が 2025 年までに取り組むことを工程表にまとめる。
- 各分野のアーカイブ機関が取り組むべき課題については、アーカイブ機関等がその推進の主体となることを想定して、様々な目標の実現に向けて、6 つの課題（ジャパンサーチアクションプランの遂行／デジタルコンテンツの拡充／オープン化の促進／人材育成・意識啓発／つなぎ役の役割推進／拡げ役の役割推進）として再編整理をする。
- 特に、デジタルアーカイブ構築・共有に関わる人材育成、各種取組への広報活動については、極めて重要であり、各機関の取組の他にも総括的に行わないと効果が出にくうことから、全体的な取組も検討する。
- また、ジャパンサーチをはじめとするデジタルアーカイブ政策がどのように位置づけられていくか、国際的に広報していくことも重要。
- デジタルコンテンツの拡充については、アーカイブ機関が保有している資料等のデジタル化だけでなく、保有していないもの（住民が提供するもの等）も収集してデジタル化することや、ボーンデジタルなものも含む必要。
- あわせて、2025 年までのジャパンサーチを核としたデジタルアーカイブの拡充・利活用の促進等を中心に取り組みつつ、2026 年以降を見据えて、関連する他の分野との連携等について検討する必要。

<デジタルアーカイブジャパン・アワードの創設（令和 4 年 8 月）について>

(課題認識)

- ジャパンサーチ戦略方針に掲げられている目標の実現に向けて、デジタルアーカイブを日常にする取組を広く社会に紹介して、その活用の機運を盛り上げるために何ができるか。
- 当該戦略方針の実行計画であるジャパンサーチアクションプランにおいて掲げられている、「デジタルアーカイブに関する活動に積極的に取り組んだアーカイブ機関や活用者に対しての表彰の仕組み」を、どのように実現するか。

(議論を踏まえた視点)

- デジタルアーカイブを日常にする取組を広く社会に紹介して、その活用の機運を盛り上げる仕組みであること。
- 選考手続きの透明性を担保する必要。あわせて仲間内に出しているような印象を与えないように、選考委員や受賞者に配慮が必要。
- 継続して実施することを想定して、小さく生んで大きく育てる方向で運営する。
- 初回は、ジャパンサーチ連携機関、利活用者を対象として始め、次回以降は、少しずつ改善を加えし

ながら実施していくこととする。

- 今後、想像を超える新しいサービス等の出現にも対応できるようにする。

<デジタルアーカイブアセスメントツール ver3.0（令和5年8月）について>

<デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン改定版（令和5年8月）について>

(課題認識)

- 「デジタルアーカイブアセスメントツール（平成30年4月、令和2年8月改定）（以下、アセスメントツール）」は、デジタルアーカイブ機関が、デジタルアーカイブの構築・共有・活用のための活動に関して、組織的な取組からシステム面も含めてバランスよく自己点検・評価するための指標として開発。
- 「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（平成29年4月）（以下、当ガイドライン）」は、アーカイブ機関に向けては、業務にもサービスにも役立つデジタル情報資源の整備・運用方法を示すため、ユーザーに向けては活用に際しての留意点を示すために策定。
- これらは、デジタルアーカイブを構築・活用するに当たって、各機関等から参照されたり、ジャパンサーチの新規連携希望機関の連携可否判断要素の一つとして利用をしている。
- しかしながら、近年の情報技術の進展やデジタルアーカイブを取り巻く環境の変化に伴い、その内容と実情が合わない場面等が発生し、現状に見合った改定が必要になっている。
- ガイドラインにおいて、長期保存及び2次利用に関するテーマについては「デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン（2020年版）（令和2年8月）」「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）（平成31年4月）」として対応をしているところ、それ以外の部分についての対応が求められる。
- アセスメントツールにおいては、その項目等や使い勝手に対する意見から、見直し等の対応が必要。

(議論を踏まえた視点)

- 当ガイドラインは、アセスメントツールの解説書としての役割を担うことから、アセスメントツールの改定と併せて、アセスメントツールの構成に対応する形でガイドラインを再構成した上で、必要な改定を行う。
- その内容は、当ガイドラインを引き継いだものとし、アーカイブ機関の他、活用者（個人・団体等）も対象とする。
- 当ガイドライン末尾にある「用語集」「よくある質問」等の付録部分は、容易にアクセスできるようにするため、別途切り出して整理する。
- 当ガイドラインの改定については、以下の点に留意する（主な意見）。
 - 令和4年の博物館法改正、令和5年の著作権法改正を反映する。
 - 著作権法の改正については、現在公表されている「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」（平成29年4月）に反映されていない平成30年改正についても触れる。
 - メタデータやテキストデータの国際標準にも対応する。
 - 閉鎖したデジタルアーカイブも存在することから、データ移行や、閉じた事例を盛り込むことを検討する。
 - AIによるデジタルアーカイブの活用についての記載を検討する。
- アセスメントツールの改定については、以下の点に留意する（主な意見）。

(最終案)

- 先進モデル及びつなぎ役モデルをシートに分けず一本化する。
- 一文に複数のチェック項目が含まれるのは、個別に項目を確認できるよう分けて記述する。
- 必須で対応すべき項目と挑戦的な項目が分かるようにする。
- システム対応で必要なことが一覧できるようにする。
- コンテンツの来歴情報や権利情報の整備についての明記を検討する。
- 3Dデータの国際標準やIIIFについての記載を検討する。

3. 今後のデジタルアーカイブジャパン推進の進め方について

令和2年9月5日より活動期間を延長した現在のデジタルアーカイブジャパン推進体制は、令和5年9月4日をもって、その設置期限を迎える。

デジタルアーカイブは、社会が持つ「知」や文化的・歴史的資源等記録を未来へと伝えるとともに、イノベーションの源泉とも言うべきデータやコンテンツの共有基盤となり、社会のあらゆる面における知的活動を支える役割を果たしている。現体制においては、その構築・共有・活用を推進するために、デジタルアーカイブ利活用の分野横断プラットフォームとしてジャパンサーチを構築し、さらに2025年までの活動の方向性として、ジャパンサーチを核としたデジタルアーカイブの拡充・利活用の促進等を示した。

その活動において取り扱うデジタル情報資源の射程については、ジャパンサーチを核としたデジタルアーカイブ活動により様々な社会課題解決を目指して幅広いデジタル情報資源の利活用を想定しているが、現状は、過去及び現在の文化資産・学術資料等を第一義としている。ジャパンサーチの連携先も博物館、美術館、図書館等の文化施設・学術機関が中心となっている。

一方で、コロナ禍により、コンテンツを取り巻く状況は大きく変化している。いわゆる巣ごもり需要により、過去作品のデジタルアーカイブ化等へのニーズも高まり、商用コンテンツの流通が増大し、多様なU G C (User Generated Contents) の創作・発信の拡大ともあいまって、社会全体におけるデジタルコンテンツのアーカイブ蓄積が増加している。他方、過去に生み出された作品や、漫画の原画・アニメのセル画等の中間生成物等の貴重なコンテンツ資産が、時間とともに、記録媒体の劣化や管理主体の事情等の理由により、その維持が困難となり、散逸が進んでいる状況もある。

これら多様なアーカイブ資産の二次利用・二次創作やオンライン公開等への利活用促進にも有効な制度として期待される、著作物の利用円滑化と対価還元のための新たな裁判制度が、2023年通常国会で成立した著作権法の一部を改正する法律により、創設された。

※新制度においては、一元的な窓口組織を設け、分野横断的な権利情報検索システムを活用した権利者の探索を行うこととしており、当システムの構築に当たっては、「ジャパンサーチ等の既存のデータベースとの連携等の工夫が考えられる²」、「検索システムは、基本的にテキストベースのメタデータを取り扱うことを想定しており、コンテンツそのものに係る情報との接続については、それらの情報を含む検索システム（ジャパンサーチ等）との連携を模索することも有用である³」とされている。

※上記連携については、第12回実務者検討委員会（令和4年2月8日）及び第15回実務者検討委員会（令和5年4月11日）において、「一元的な権利処理のためのIT基盤とデジタルアーカイブとの連携について」及び「知的財産推進計画2023の検討状況について」の各議題の中で、意見交換を行った。

2 文化庁文化審議会著作権分科会「中間まとめ」（2021年12月）

3 文化庁分野横断権利情報データベースに関する研究会報告書（2022年12月）

このように DX 時代に対応した著作権制度・関連政策の改革が進む中において、今後、権利処理の対象となる商用コンテンツの利用の活性化が想定されるところ、ジャパンサーチを核とした現在のデジタルアーカイブ政策（デジタルアーカイブの拡充・利活用の促進等）における商用コンテンツとの連携は、一部にとどまり限局的である。

以上を踏まえ、デジタルアーカイブジャパン推進においても、コンテンツ資産のフル活用による新たな価値創造を活性化していく上で、従来から取り扱ってきた文化学術資産に加えて、商用コンテンツも含めたコンテンツ情報の見える化を推進することや、アウトオブコマース等コンテンツの利活用促進に向けた今後の取組の検討も必要であり、コンテンツ情報と権利情報の適切な連携により、アーカイブ化されたコンテンツの利活用を促進する基盤をより一層充実させていくことが望まれる。

現在、各分野の中核アーカイブ機関を軸とした構成となっているデジタルアーカイブジャパン推進体制は、今後もコンテンツ分野におけるデジタルアーカイブ活動を促進する枠組みとして、より一層の役割を果たしていくべきだが、その取組は、国の知財戦略における重要課題のひとつに位置づくコンテンツ分野のプラットフォーム政策であるという認識のもと、継続性（2025 年までに推進すること）と発展性（著作物の利用を円滑化して対価を還元するための新たな裁判制度の導入を見据えた対応）の二つの視点で、我が国がもつコンテンツ分野のデジタルアーカイブ全体を見据えて、現体制の見直し・拡充を図り、デジタルアーカイブが日常に溶け込んだ豊かな創造的社会の実現に向けた体制を強化させていくことが求められる。

（引き続き検討を要する課題）

- デジタルコンテンツの拡充と維持管理（デジタル化支援/地域アーカイブ支援/長期保存等）
- 利活用促進（利活用のモデルの創出/活用者支援/コミュニティ・ネットワークの形成/相談窓口/オンライン化促進等）
- つなぎ役の役割と支援策（つなぎ役と拡げ役）
- ジャパンサーチコレクションポリシーの検討・策定とそれに基づいた連携の拡大
- 人材育成/意識啓発（広報活動等）
- 商用コンテンツも含めたコンテンツ情報の見える化促進及びアウトオブコマース等のコンテンツの利活用促進等に向けた今後の取組み
- 分野横断的な権利情報検索システムとの連携

なお、肖像権等の制度的課題については、民間の活動を注視しつつ、必要に応じて検討することとする。

4. 開催状況

令和 2 年 10 月 29 日
(合同開催)

- 第 1 回 全体戦略ワーキンググループ[†]**
第 1 回 ジャパンサーチワーキンググループ[†]
- (1) ワーキンググループの設置について
 - (2) ジャパンサーチ正式版公開後の状況について
 - (3) 産学官フォーラム（第 4 回）について
 - (4) ワーキンググループの進め方について

令和 3 年 1 月 25 日

- 第 2 回 ジャパンサーチワーキンググループ[†]**
- (1) ワーキンググループの目的と検討課題について
 - (2) ジャパンサーチの課題の検討
 - ジャパンサーチをプラットフォームとして育てていくために何が必要か
 - 連携先の拡充について
 - ジャパンサーチのつなぎ役の支援について

令和 3 年 3 月 29 日

- 第 2 回 全体戦略ワーキンググループ[†]**
- (1) 具体的なデジタルコンテンツ拡充施策
 - 地域アーカイブ構築の支援策について
 - 当会議体で取り扱うデジタル情報資源の範囲について
 - (2) つなぎ役が果たす役割と支援策について

令和 3 年 6 月 6 日

- 第 3 回 ジャパンサーチワーキンググループ[†]**
- (1) ジャパンサーチの戦略方針について
 - (2) 広報の強化について（コミュニティの育成）
 - (3) 利活用の促進について（利活用事例の創出と情報共有）

令和 3 年 9 月 2 日
(合同開催)

- 第 3 回 全体戦略ワーキンググループ[†]**
- (1) 制度的課題の最新動向について
 - 改正著作権法について
 - 肖像権ガイドラインについて

第 11 回 実務者検討委員会

- (1) デジタルアーカイブ関連予算について
- (2) ワーキンググループの意見の概要について
- (3) ジャパンサーチ戦略方針について

令和 4 年 2 月 8 日
(合同開催)

- 第 4 回 ジャパンサーチワーキンググループ[†]**
- (1) ジャパンサーチの状況報告
 - (2) ジャパンサーチ戦略方針アクションプランの策定について
 - (3) コレクションポリシーについて（JPS 連携の優先順位と範囲設定）

第 12 回 実務者検討委員会

- (1) 一元的な権利処理のための I T 基盤とデジタルアーカイブとの連携について
- (2) デジタルアーカイブ社会の実現に向けての工程表の策定について
- (3) ジャパンサーチプロジェクト機能／ワークスペース機能の利用申請効率化について

(最終案)

令和 4 年 3 月 31 日
(持ち回り開催)

第 13 回 実務者検討委員会

- (1) ジャパンサーチアクションプランについて
- (2) デジタルアーカイブ社会の実現に向けての工程表について

令和 4 年 7 月 4 日

第 14 回 実務者検討委員会

- (1) ジャパンサーチアクションプランの実行スケジュールについて
- (2) デジタルアーカイブジャパンアワード（表彰制度）の創設について
- (3) 『デジタルアーカイブの構築・活用・共有ガイドライン』の再構成
—アセスメントツールの見直しと解説書の作成について
- (4) 「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」の実行に向けた各分野の
工程表について
- (5) デジタルアーカイブフェス 2022-ジャパンサーチ・デイについて
- (6) ジャパンサーチ公式インスタグラムの運用開始について

令和 5 年 4 月 11 日

第 15 回実務者検討委員会

- (1) デジタルアーカイブアセスメントツール及び構築・共有・活用ガイドライン改定案について
- (2) 知的財産推進計画 2023 の検討状況について
- (3) 実務者検討委員会の活動報告について
- (4) デジタルアーカイブジャパン・アワード 2023 の実施について

令和 5 年 8 月 9 日

第 16 回実務者検討委員会

- (1) 「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン（最終案）、及びデジタルアーカイブアセスメントツール 2023 年版（最終案）について
- (2) 実務者検討委員会およびワーキンググループの議論の経過等（最終案）について
- (3) ジャパンサーチの新機能について

5. 構成員名簿

高野明彦 国立情報学研究所名誉教授 (○)
生貝直人 一橋大学大学院法学研究科教授
山崎博樹 知的資源イニシアティブ代表理事
杉本重雄 筑波大学名誉教授
渡邊英徳 東京大学大学院情報学環教授
大向一輝 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部 准教授 (○●)
国立国会図書館 電子情報部電子情報企画課長
内閣府 知的財産戦略推進事務局参事官
文化庁 参事官（芸術文化担当）
文化庁 政策課長
独立行政法人 国立公文書館次長
独立行政法人 国立科学博物館 標本資料センター副コレクションディレクター
(同) 科学系博物館イノベーションセンター マーケティング・コンテンツグループ長 (○)
(同) 植物研究部部長 (●)
独立行政法人 国立美術館本部事務局情報企画室長
独立行政法人 国立美術館国立映画アーカイブ学芸課長
独立行政法人 国立文化財機構文化財活用センターデジタル資源担当課長
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国立歴史民俗博物館研究部准教授
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設
人文学オープンデータ共同利用センター長
公益財団法人 放送番組センター事務局長
日本放送協会 知財センターアーカイブス部長

<オブザーバー>

内閣府 大臣官房公文書管理課長
デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ参事官
総務省 情報流通行政局地域通信振興課長
総務省 情報流通行政局情報通信作品振興課長
文化庁 著作権課長
文化庁 企画調整課長
経済産業省 商務情報政策局コンテンツ産業課長
観光庁 観光地域振興部観光資源課長

※ ○は座長、○は全体戦略ワーキンググループ、●はジャパンサーチワーキンググループ